

平成29年度PFOS・PFOA調査結果について(冬季結果)

【調査結果について】

県では平成28年度の全県的なPFOS等の調査結果を踏まえ、平成29年度は昨年度調査で比較的濃度が高かった普天間飛行場周辺の地点を中心に新たな調査地点(5地点)を加え、合計19地点でモニタリングを行っている。

今回、平成30年1月に採取した冬季18地点の水質調査の結果、普天間飛行場周辺の湧水や地下水において、米国環境保護庁が設定した飲料水に関する生涯健康勧告値^{*}(70ng/L)を超えて検出された地点が7箇所確認された。

PFOS等については国内では基準等がなく、直接飲用に用いない限りは人の健康に問題はないので、昨年度に引き続き宜野湾市及び地元自治会を通して地域住民に周知をお願いしているところ。

また、平成28年度冬季調査同様、普天間飛行場周辺の主な表流水の測定を行っており、飛行場への流入側ではPFOS等の濃度は低いことが確認された。

今後も引き続きモニタリングを行い、状況の把握に努める予定。

※生涯健康勧告値は、1日あたり2リットルの飲料水を70年間飲んで化学物質に暴露されると仮定して算出されている。PFOS、PFOA合わせて70ng/Lまでの濃度であれば、生涯(70年間)飲用し続けても健康への影響はないと考えられています。

参考

【PFOS・PFOAの基準等について】

- 日本(基準無し)
厚生労働省：水道水における要検討項目(平成21年)
環境省：水環境保全に向けた取組のための要調査項目(平成26年)
- 米国
飲料水中の生涯健康勧告値
2016年(平成28年)：PFOSとPFOAの合計で70ng/L
- ドイツ
暫定基準
2006年(平成18年)：PFOSとPFOAの合計で300ng/L

【PFOS・PFOAについて】

- PFOSはペルフルオロオクタンスルホン酸、PFOAはペルフルオロオクタン酸の略で、有機フッ素化合物の一つ。PFOS・PFOAは疎水性(水をはじく性質)と疎油性(油をはじく性質)の両方の性質を持っているため、泡消火剤や撥水剤、防汚剤等として広く利用されていた。
- PFOSの主な用途は泡消火剤、めっき液、航空機作動油、撥水剤、フロアワックス等であるが、現在は代替品の無いエッセンシャルユースとしてエッチング剤の製造、半導体レジストの製造、業務用写真フィルムの製造が指定され、これらを除いては使用が禁止されている。
なお、泡消火剤はエッセンシャルユースの対象外だが、取扱上の技術基準と表示義務を設け環境への汚染を防止した上での使用が認められている。しかし、代替品への置き換えが推奨されている。
- PFOS・PFOAは環境中で分解がほとんどされないなど、環境への残留性や生物への蓄積性などが問題視され、近年新たな環境汚染物質として規制の対象となっている。調査は米国の勧告値がPFOSとPFOAの合計になったことを踏まえ、この2項目とした。